## 道路運送法

1.案内情報

手続名 : 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更(主たる事

務所の名称及び位置、営業所の名称)の届出

手続根拠 : ・道路運送法第42条の2第10項

・道路運送法施行規則第26条の7

手続対象者 : 一般貸切旅客自動車運送事業者 提出時期 : 当該事業計画の実施後、遅滞なく

提出方法 : 道路運送法施行規則第26条の7に基づき事業計画変更

事後届出書を作成し、当該計画を実施した土地を管轄す

る陸運支局長又は陸運事務所長に提出して下さい。

手数料 : なし 添付書類 : なし

申請書様式 ・ 申請書の記載事項は次のとおり(道路運送法第42条の

7 第 2 項 )

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ

の代表者の氏名 ・変更した事項

記載要領・記載例 : 提出先となる各陸運支局又は沖縄陸運事務所の担当課に

お問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先:

各地方運輸局陸運支局輸送課等

沖縄総合事務局沖縄陸運事務所輸送課

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先